

**東部海浜開発地区企業誘致促進業務委託（令和6年度）
概要仕様書**

1. **業務名称** 東部海浜開発地区企業誘致促進業務委託（令和6年度）

2. **履行期間** 契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで

3. **業務場所** 沖縄市内及び潮乃森周辺

4. **業務の目的**

本業務は、本市の地域イベントである東部地域11自治会の交流イベントとして開催される「沖縄市東部まつり（以下「まつり」とする）」の開催日に合わせ、潮乃森周辺で花火を打揚げるとともに、東部海浜開発事業の周知やPRに取り組むことにより、潮乃森の認知度や魅力の向上、機運醸成を図り、企業誘致推進に繋げていくことを目的としている。

また、沖縄市市制施行50周年記念の冠イベントとしてのPRを合わせて行う。

5. **業務の内容**

委託者が委託する業務は、受託者が行う以下の業務に加え、公募型プロポーザル方式による審査会で、受託者が企画・提案した全ての内容を本業務の委託に反映し請け負うものとする。

(1) 花火打揚げ

業務の目的を効果的に達成するため、以下①～⑤の業務について事業者の創意工夫により提案すること。

①花火打揚げの企画・演出の立案

ア イベント名称「沖縄市潮乃森大花火」

- ・本イベントの名称に「沖縄市市制施行50周年記念」の文字を冠すること。

イ 開催日時 令和6年10月20日（日）予定 ※まつりと同日開催

- ・開催日が荒天等により打揚げ不可と判断した場合は、翌週10月27日（日）に延期する。（まつりは延期無し）

- ・原則、延期の判断は開催日の3日前までに行うこととし、延期に伴う追加費用の発生はしないものとする。

- ・花火打揚げの時間は、委託者及びまつり実行委員会と調整の上、決定する。

- ・花火打ち上げのタイミングについては、当日のまつりの進行及び花火開始のカウントダウンに合わせて流動的に対応できる体制をとること。

ウ 花火の打揚げ場所

- ・沖縄県総合運動公園（3箇所打ち） ※別紙1「花火打揚げ位置図」を参照
- ・打揚げに使用する公園内キャンプ場 69 区画及び周辺土地の使用申請に係る使用料は受注者の負担とする。（2泊3日：税込418,880円）

エ 花火の種類・数量

- ・夜間用煙火：1,100 発以上（※玉の号数は4号以下とする）、その他演出等

オ 沖縄州市制施行50周年記念特別企画

- ・沖縄州市制施行50周年を記念した魅力的な企画（花火演出等）を提案すること。

②花火打揚げに関わる関係機関との調整及び申請手続き（諸経費含む）

③打揚げに必要な花火・機材等の準備と設置及び操作、打揚げ後の撤去

④花火打揚げ当日及び翌日の清掃

- ・打揚げた花火の残滓落下が懸念されることから、実施日及び翌日に清掃要員を配置し、周辺の清掃作業を行い、原状回復する。

【花火打揚げ当日】

花火打揚げ後、打揚げ場所周辺を清掃（花火打揚げ従事者等）

【花火打揚げ翌日】

海岸沿い清掃10名 ※キャンプ場は午前9時までに清掃を終えること。

- ・少雨決行（荒天の場合は後日に行う）
- ・清掃範囲については、沖縄県総合運動公園管理者と事前調整を行うこと。

(2) 花火打揚げに伴う安全対策及び交通対策・雑踏警備

ア 警備計画書の作成及び提出

- ・警備計画については、まつり実行委員会及び警察等関係機関との調整の上、当日の状況等を十分に分析・検討したうえで計画書を作成し、市に提出する。

【参考】R5まつり来場者数：延べ約3万人

イ 花火打揚げに伴う安全対策 ※別紙2「煙火保安警備配置図」参照

- ・煙火の種類に応じて沖縄県が規定する保安距離以上、かつ消費する煙火が観客に及ぼす危害を考慮した保安距離を確保するとともに、適宜立入規制区域を設定し、関係者以外の者が立ち入らないよう所定箇所へ警戒要員及び警戒船を配置し安全を確保する。（別紙2及び下記表の配置を原則とする）

打揚げ日前々日	9：00～24：00	陸上警戒要員3名以上
打揚げ日 前日	0：00～9：00	〃 3名以上
	9：00～24：00	〃 6名以上
打揚げ日 当日	0：00～22：00	〃 8名以上
	15：00～20：30	海上警戒船1隻以上 (船長1名、警戒員1名)

- ・打揚げ当日の風下の警戒範囲を風向風速に応じて臨機応変に範囲を広げる等の安全対策を講じ、観客への注意喚起を行う。
- ・当日の花火打揚げ箇所付近において、散水車両2台を配置し、防火対策として十分な散水を行う。

ウ 交通対策・雑踏警備 ※別紙3「交通対策・雑踏警備配置図」参照

- ・花火打揚げ当日の交通対策・雑踏警備に係る人員配置・資機材等については別紙3及び下記表の内容を原則とする。ただし、安全性が確保される警備要員および警備配置を行うことは差し支えない。

配 置	人数	時間	備 考
交通誘導・雑踏整理	45名以上	17:00 ～ 22:00	県道・市道
路上駐車対策班	8名以上		北中城村美崎地区
遊撃隊	7名以上		20時より3名巡回（与儀/キナ グランメルリゾートホテル周辺）
警備対策本部	1名以上		各班・消防・警察との連携
資機材等（設置から撤去まで含む）			
<ul style="list-style-type: none"> ・無線機、誘導灯、看板等 ・カラーコーン（1,200個程度） ・警備本部（テント1張、テーブル1、イス3脚程度） 			

- ・打揚げ場所周辺（県道20号線（アワセベイストリート）・市道泡瀬臨海線、北中城村美崎地区等）が渋滞・違法駐車車両の発生が懸念されるため、看板やカラーコーンの設置・住民への協力文書の配布、警備員を配置し、渋滞緩和・違法駐車排除の対策を行う。
- ・打揚げ場所周辺（県道20号線（アワセベイストリート）・市道泡瀬臨海線（防波堤等）歩行者を優先した誘導及び事件・事故の防止に努めるため、看板やカラーコーンの設置及び警備員を配置し、まつり来場者・花火観覧者の安全を確保する。
- ・警備業法に基づき警備計画の策定段階において設定される雑踏警備区ごとに班長として雑踏警備（2級）有資格者を従事させ本事業の安全対策を行う。
また、同法に基づき警備全体の統括管理者には雑踏警備（1級）有資格者を充てることとする。
- ・交通対策において交通誘導資格者が必要とされる配置場所には交通誘導（2級）資格者を適正に配置し業務に従事させること。

(3) 花火打揚げに伴う広報活動

業務の目的を効果的に達成するため、以下①～③の業務について事業者の創意工夫により提案すること。

①花火打揚げに伴う広告・周知

- ・花火打揚げ及び業務の目的である潮乃森の企業誘致推進に効果的な広告を実施すること。（ポスター、チラシ、SNS、他メディアの活用等）
- ・沖縄市市制施行50周年記念のPRを合わせて行うこと。
- ・会場周辺住民への周知及び協力文書の作成・配布を行うこと。（10,000枚程度）

②まつり来場者へのPR

- ・まつり当日の会場において東部海浜開発事業（潮乃森）の認知度向上に効果的なPRを実施する。（R5まつり来場者数：延べ約3万人）
- ・PRの実施にあたっては、まつり実行委員会の承諾を得た上で連携を行うこと。

- ・原則、PRに使用するコンテンツ等設置に伴う資機材やスタッフについては、受託者で用意することとする。

③花火打揚げ当日のLIVE配信

- ・市外県外企業等への周知のため、花火打揚げ時に地上や上空から撮影したインパクトのある動画を、潮乃森公式Youtubeチャンネルを活用しLIVE配信すること。
- ・安定的な配信が行えるよう通信対策を行うこと。(R5年度LIVE配信視聴回数：約1,800回)
- ・LIVE配信直前には、市所有の東部海浜開発事業PR動画を組み込んだ発信を行うこと。
- ・LIVE配信動画は記録の上、業務完了時に納品すること。

(4) 潮乃森への企業誘致促進活動

民間分譲予定地の指定用途となる宿泊、健康医療、商業等に関連した県内外企業をターゲットとし、潮乃森の認知度及び進出意欲が高まるよう、以下①～③の業務について事業者の創意工夫により提案すること。

①メディア広告

- ・企業誘致促進の効果が高いと考える(新聞・雑誌・テレビ等)メディアを活用した広告を実施するとともに、その後の広告効果測定を行うこと。

②潮乃森現地見学会の開催

- ・県内外の企業を対象に、潮乃森の現地見学会の参加を募集し、契約履行期間内に一回以上実施すること。
- ・場所は潮乃森のビーチ付近とし、日時については市と協議により決定する。
- ・見学会当日の参加者及び送迎に関する調整は受託者が行うこととし、現地管理者(国・県)との調整及び見学会当日の現地説明は市が行うこととする。

③独自提案

- ・本業務の目的に沿った企業誘致を促進するための効果的な提案をすること。

6. 市との調整

業務を遂行するに当たり、市との調整を行う責任者を明らかにし、進捗状況を適宜報告して調整を図ること。また、本市とのやり取りの際にはその他担当者間においても必ず共有を行うこととする。

- (1) 本業務は沖縄県市町村振興協会宝くじ配分金を活用予定とするものであり、配分金の適正な執行を確認するために、必要に応じて資料の作成を求める場合がある。市から依頼があれば速やかに対応すること。

(着手届、主任担当者届、工程表、業務完成届、引渡書、その他発注者が必要とみなした書類等)

- (2) 打合せ・協議内容について、議事要旨等を作成し整理する。
- (3) その他、本業務の実施に際し、市の要請に速やかに対応すること。

7. 業務報告書及び成果物等

本業務の完了時には、下記に示す成果物等を提出し、検査を受けるものとする。

①業務報告書【紙一部及びデータ一式】

画像等も掲載の上、本仕様書「5. 業務の内容」の履行が証明できる内容とする。

②精算根拠書類（請求書、領収書、明細書等証ひょうの写し）【紙一部及びスキャンデータ一式】

③LIVE 配信動画及び花火打揚げ時の画像等【データ 1 式】

④その他本業務で収集及び作成した資料【データ 1 式】

※データはメディア（DVD・USB メモリ等）に保存し提出すること。

8. 花火打揚げが延期または中止の場合の取扱い

- (1) 市が花火打揚げの延期を決定し、打揚げ日の 3 日前までに連絡をした場合においては、市は費用の支払い義務を負わないものとし、2 日前以降に連絡をした場合においては、契約金額の総額の 100%の範囲内で、市は、実際に要した経費または受託者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。
- (2) 市が花火打揚げの中止を決定し、連絡をした場合においては、契約金額の総額の 100%の範囲内で、市は、実際に要した経費または受託者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。
- (3) 花火打揚げに伴う施設使用料については、当該施設の利用料に関する規程、または施設管理者との協議により決定した額を支払う。

9. 保険の加入に関すること

- (1) 労働災害保険に加入し、労働安全衛生に関する法令を遵守すること。
- (2) 賠償責任保険に加入し、対人賠償、対物賠償のそれぞれにつき 1 事故 10 億円以上の損害賠償能力を有すること。（書面にて提示。）

10. 留意事項

- (1) まつりと花火打揚げを同日実施するにあたり、まつり実行委員会と綿密な連携のもと、まつりと本業務の役割を明確にするとともに、イベント期間中に想定される事態に対応する体制をとり、まつり当日の業務に支障が生じないよう留意すること。
- (2) 受託者は、荒天等で花火打ち揚げが延期となった場合やまつりが中止となった場合に業務に支障がないように準備すること。
- (3) 受託者は、本業務に十分な知識と経験を有する専任の担当者を配置すること。
- (4) 受託者選定後、本市と協議のうえ、業務の詳細について定めた仕様書を別途作成し契約締結を行うが、その業務内容については、企画提案内容のすべてを実施するものではない。
- (5) 受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。
- (6) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正や補足、その他必要な措置をおこなうものとし、これに係る経費は、受託者の負担とする。
- (7) 仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、別途協議する。

別紙 1 「花火打揚げ位置図」



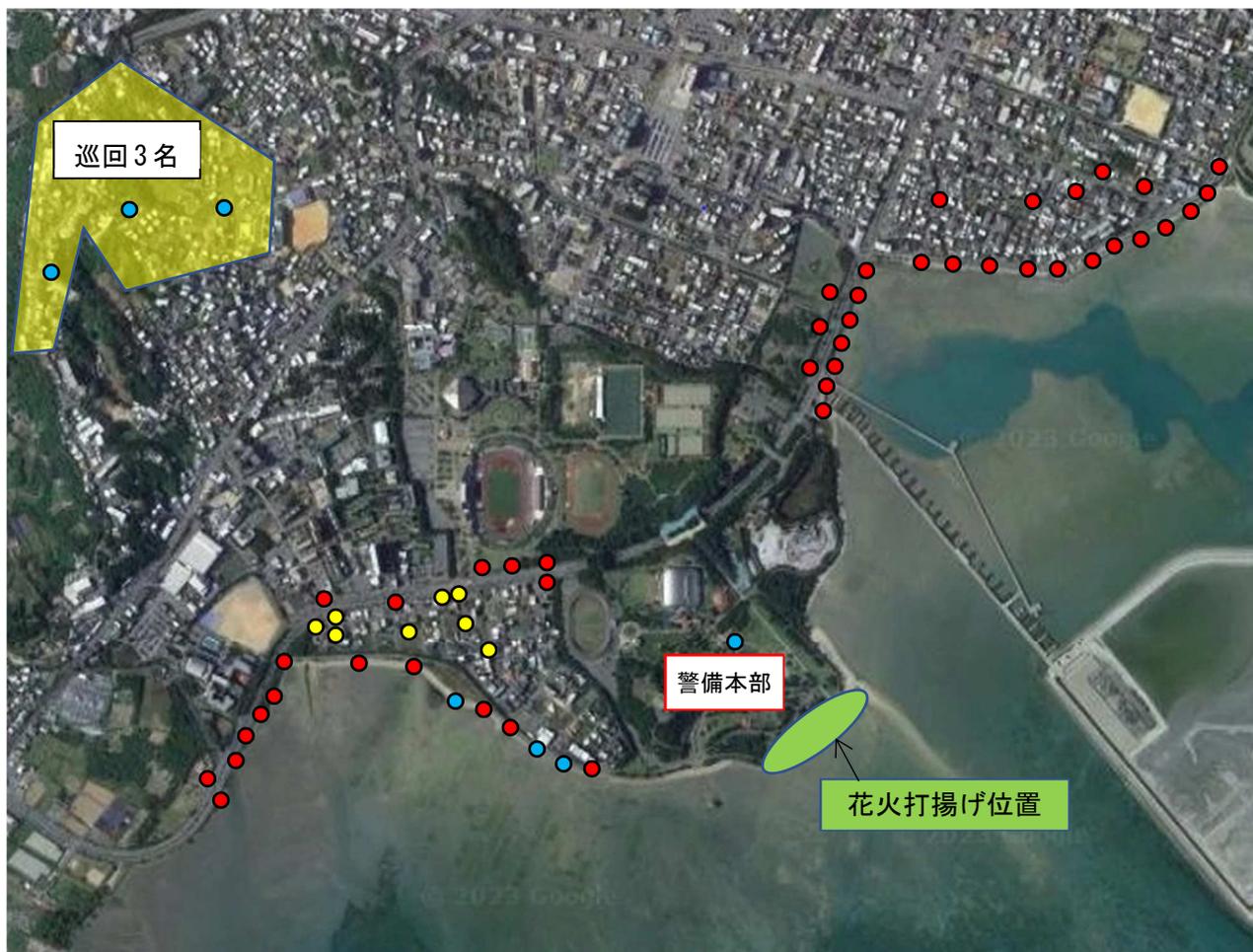
別紙 1 「花火打揚げ位置図」



別紙2「煙火保安警備配置図」(案)



別紙3「交通対策・雑踏警備配置図」(案)



警備人数

警備本部 1名以上

● 警備員 45名以上

● 遊撃隊 7名以上

(与儀/オキナワグランメールリゾートホテル周辺巡回3名含む)

● 美崎地区路上駐車対策班 8名以上